

当面のスローガン

- 本年こそ「人権侵害救済法」を制定させよう!
- 狭山再審闘争の勝利をかちとろう!
- 続発する差別事件の糾弾を徹底しよう!



発行所
解放新聞和歌山支局

〒640-8314
和歌山市神前 405-3
TEL 073-473-2301
FAX 073-473-2302

発行責任者
藤本哲史

対和歌山県交渉にむけ、人推協交渉

和歌山県人権施策推進協議会(以下、人推協)事務局参加のもと書道資料館でおこなわれた。

人推協は、和歌山県副知

事を代表とし、さまざまな人権問題の解決をはかるため、県行政における人権行政を明確に位置づけ、有機的な連携いと、総合的・計画的に強力なとりくみを実施するために設置された全庁的な組織である。下副知事は冒頭、同問題の解決は県政の重要な柱と位置づけ総合的に事業を推進してきた。昨年公布・施行された「部落差別の解消の推進に関する法律」(以下「推進法」)の趣旨をふま



あいさつする下宏・副知事

え、市町村と連携いしながら同問題の解決に向けてりくみをすすめていきたいとのべた。

今年度の交渉は、昨年12月に法律が施行されたことをうけ、県の部落解放行政の基本的な考え方をはじめ、推進法にある実態調査や相

各振興局・各市町村で交渉ひろく

◆有田振興局(7/10)
有田市支部・湯浅支部・広川支部の約25人が参加。辻本意典・有田市支部長、宮本修作・県連書記長の



有田振興局との交渉

あいさつのおと、岡野充伸・有田振興局長は「和歌山県人権尊重の社会づくり条例」の基本方針にもとづき、人権行政を推進。しかし、残念ながら昨年、電話による差別事件が12件発生した。差別がある限り、市町村と連携いしてとりくむとあいさした。

湯浅支部から、各局局に関連する団体への早急な啓発と相談体制に対応する人材育成、人権の意識をもった研修を要求。有田市支部からは、東燃の火災事件での避難場所に関する問題や隣保館の重要さを訴えた。

◆対新宮市交渉(7/21)

「部落差別解消推進法」

制定をふまえ、法の周知徹底と相談体制の充実にくわえ、教育・福祉・就労など部落の実態をしっかりと把握し、課題解決に向けたとりくみを強く要求した。

また、実態調査の手法について、新宮市は市内に在住する男女各千人を対象とした市民意識調査を実施し、人権課題の把握と分析をおこない、今後とりくむべき施策の基礎とすると回答した。



あいさつする中上支部長

◆対橋本市交渉(8/18)

各支部から38人が参加。寺本典司・橋本支部長のあいさつのおと、平本哲朗・市長から「市として同和問

頑健

もう秋の気配です。でも相変わらずの異常気象がつづき、とくに東京周辺の8月は、雨ばかりだったそうです。さて、先日の朝のニュース

でびっくり、北朝鮮がまた「核実験」をした。しかも「水爆」実験だったそう。日・米・韓をはじめ各国が、制裁措置をさらにすすめるための協議を急いでいるらしい。このことに関わって、この元高官の文書で、あわや核戦争にという最大の危機に陥った「キューバ危機」は、対話など外交手段が功を奏したといわれているが、彼の言葉では「まったくの偶然だった」と、外交手段も核の抑止も無力だったことを明かしていた。多くの国は(とくに、核保有国や傘の下で守られていると思う国)、「核の抑止力」に、まさに神話のように過大な期待をもちつづけている。軍拡競争に終わりがなく、これは、以前から言われており「核」も決して例外ではないと思う。こうした時に「核に頼らない平和」「軍備に頼らない平和」の道筋を探ることが一番重要だと思ふ。こんなことをいうと「平和ボケ」といわれるかもしれないが、「平和ボケ」は大いに結構なことだと思ふのだが、秋は、実りの季節だし、おいしいものが沢山ある。さらに、なんとなくロマンティックな感じもする。争うことなく、自然の恵みに感謝し、畏敬の念を抱く、そんな日々が大切だと思ふ今日この頃である。(S・I)